事業評価監視委員会の設置に関する細則

平成17年10月1日 細 則 第 8 7 号

改正 平成 23 年 3 月 23 日細則第 33 号

改正 平成 23 年 9 月 26 日細則第 14 号

(趣旨)

第1条 この細則は、東日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)が行う事業について、再評価 あるいは事後評価を行うにあたり、会社に設置する東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)について、その組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要 な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、社長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。
 - 一 会社が作成した再評価を実施する事業 (以下「再評価対象事業」という。) に対する対応方針 (原 案) の提出を受けること。
 - 二 再評価対象事業に関し、会社が作成した対応方針(原案)について審議を行い、対応方針(原案)に対し意見がある場合には、社長に対してその具申を行うこと。
 - 三 会社が作成した事後評価を実施する事業(以下「事後評価対象事業」という。)に対する対応方 針(案)の提出を受けること。
 - 四 事後評価対象事業に関し、会社が作成した対応方針(案)について審議を行い、対応方針(案) に対し意見がある場合には、社長に対してその具申を行うこと。
 - 五 前号の規定によるもののほか、委員会又は社長が必要と判断した場合に、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について審議を行い、意見がある場合には、社長に対してその具申を行うこと。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、常任委員5名以上及び個別の再評価対象事業及び事後評価対象事業ごとの特別委員(以下「特別委員」という。)若干名の合計10名以内で組織する。
- 2 委員会に委員長を置き、常任委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する常任委員が、その職務を代理する。 (常任委員)
- 第4条 常任委員は、公平な立場にある有識者のうちから、社長が委嘱する。
- 2 常任委員の任期は、2年以内とし、再任は2回を限度とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 常任委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第5条 特別委員は、個別の再評価対象事業及び事後評価対象事業を審議するにあたり、当該事業の 状況等を適切に反映した委員会運営とするため必要がある場合に、地域の実情に精通した、公平な 立場にある有識者のうちから、社長が委嘱する。

- 2 特別委員の任期は、個別の再評価対象事業及び事後評価対象事業に係る審議が終了するまでの間とする。
- 3 特別委員は、非常勤とする。 (運営)
- 第6条 委員会は、委員長が召集する。
- 2 委員会は、審議方法を定めた運営要領を決定する。 (委員会の庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、建設事業本部建設部高速道路計画課において処理する。 (その他)
- 第8条 会社以外の事業主体が実施する事業が、会社が実施する事業と密接に関連しており、一連の 事業として、共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的と判断される場合、社長は、当該 事業の事業主体の長と協議し、再評価及び事後評価の実施方法に関し必要となる事項を定めるもの とする。

附則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成22年度細則第33号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年度細則第14号)

この細則は、平成23年9月26日から施行する。